

新・大阪府地震防災アクションプランについて (たたき台)

1. 基本方針

(1) はじめに

- 大阪府では、平成 21 年 1 月に策定した「大阪府地震防災アクションプラン（以下、「現 A P」という。）」に基づき、上町断層帯地震及び東南海・南海地震の被害想定を対象とした被害軽減対策に取り組んできたが、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえて「大阪府地域防災計画」の修正を実施し（平成 26 年 3 月）、新たな対策強化の方向性を打ち出した。
- その方向性に基づき、着実に具体的対策を推進するため、今般、現 A Pを「新・大阪府地震防災アクションプラン（以下、「新 A P」という。）」として改訂し、人命をはじめ被害の最大限の軽減をめざす。
- 改訂にあたっては、南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等、府内で想定される地震被害リスクへの対応について、あらゆる側面から吟味する。その際、現 A Pの進捗に伴う課題整理、東日本大震災等、過去の災害から得られた経験の活用、国の国土強靱化計画に示された方針等を踏まえる。

(2) 取組期間・目標

① 取組期間

- 平成 27 年度から 36 年度までの 10 年間とする。

② 集中取組期間の設定

- とりわけ、府民の安心安全確保に全力を傾けるため、平成 27 年度から 29 年度の 3 年間で「集中取組期間」とし、重点的に取り組む。
(平成 26 年度からの先行取組みは 0 (ゼロ) 年次の取組みとして位置付け)

③ 基本目標

- 発災による死者数を限りなくゼロに近づけるとともに、経済的被害を最小限に抑えることを究極の目標とする。

④ 被害軽減目標の定量化

- 10年間の取組期間において、府、市町村、住民、事業者、地域、ボランティア等の着実な取組みや的確な行動により達成可能と見込む、被害軽減目標をできる限り定量的に明示する。

⑤ 留意事項

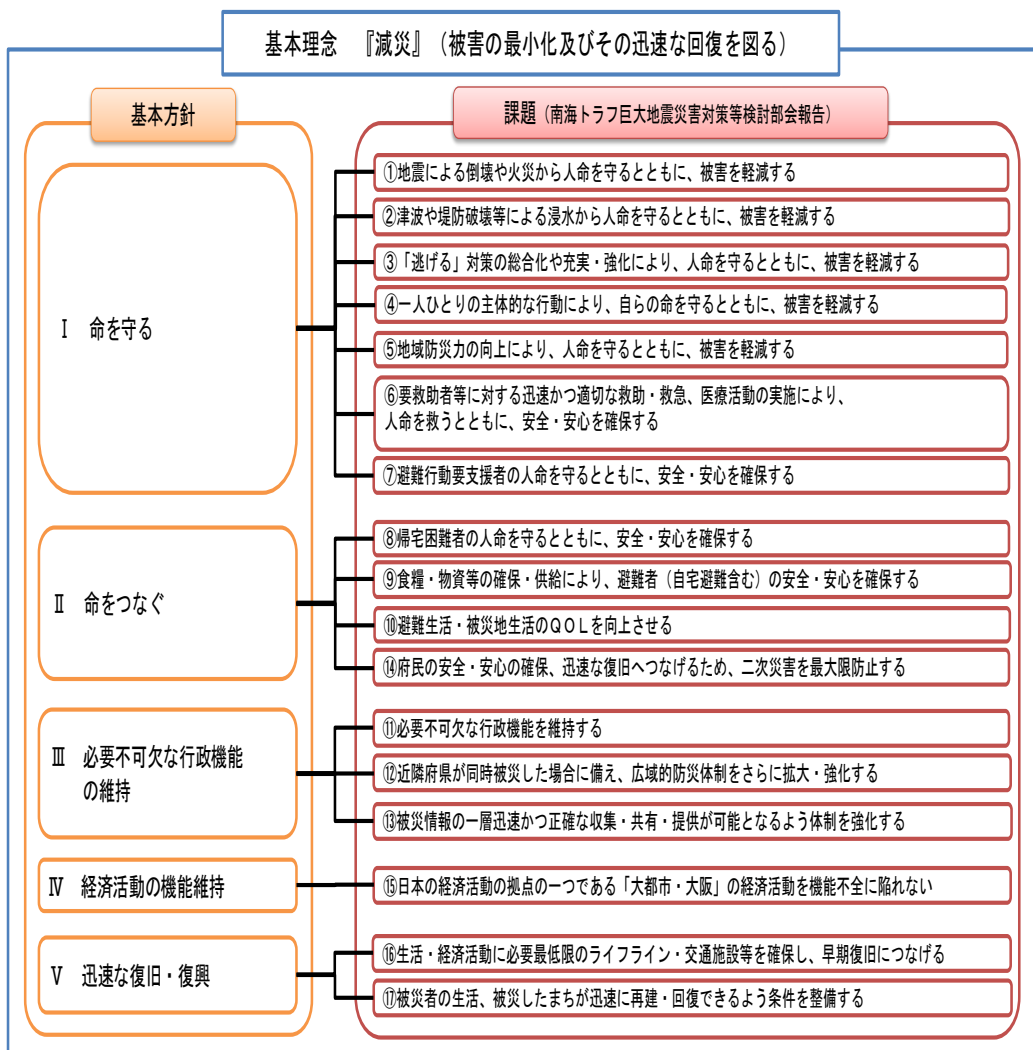
- なお、建物倒壊被害軽減目標及びその対策については、平成27年度に「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」に代わる新たな計画を策定し、その結果を踏まえ、所要の修正を行う。

(3) 政策ターゲット／アクション

① ターゲット

- 新APが視野に置く政策ターゲットは、「大阪府地域防災計画（平成26年3月）」で定めた基本理念『減災』と5つの基本方針に基づき設定した“17の課題”とする（表1参照）。

表1 政策ターゲット（17の課題）



② 「アクション」の設定

- 政策ターゲット解決のためのアクションは、全庁横断的な検討作業（「A P 改訂チーム（統括：小河副知事、チーム長：危機管理監）」に基づき、「大阪府防災・危機管理対策推進本部（本部長：知事。以下、「推進本部」という。）」において決定・推進する。

③ 「アクション」ごとの目標設定と工程管理

- アクションは、次頁のとおり、その緊要度から重点化、優先順位付けを行い、それぞれの具体的な目標と工程表を設定する。

〔アクションの立案及び推進にあたっての留意点〕

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的な対策を検討
- ・「大阪府地域防災計画（平成 26 年 3 月）」を踏まえ、府民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市町村、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担を組合わせて対策を立案・推進
- ・要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、女性、外国人等）に十分配慮
- ・既存資源の有効活用に努め、非常時における防災・減災効果の発揮のみならず、平常時も有効活用される対策としての工夫に努力
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理等によるランニングコストの縮減等、施策効果の最大化にも努力（コストパフォーマンス）
- ・国家的な観点からの支援が必要な取組みは、国費の拡充や現行交付金制度の弾力的な運用、地方債の特別措置、税制をはじめとする制度の改正等を国に積極的に提案し、強く要請

④ 「重点アクション」の設定

- 府民の安心安全の確保に向け、アクションの内、特に優先順位の高いものを「重点化」事業（以下、「重点アクション」という。）として位置付け、限られた資源を効果的に投入することにより、集中取組期間中に、できる限り事業進捗を図り、具体的効果の発揮をめざす。

〔重点化にあたっての優先順位付けの考え方〕

- ・ 優先順位付けは「命を守り、つなぐ」を第一とする。
- ・ その上で、我が国の成長を支える「大都市・大阪」の880万府民の生活とその経済的打撃の軽減や迅速な回復にも力を傾ける
- ・ 具体的には、府が果たすべき役割、対策効果（費用対効果、複数の課題解決効果、呼び水効果等）及び緊急度の観点から、概ね、
 - ① 取組みに一定の時間と財政資源投入を要するが、人命被害の軽減効果が極めて高いハード対策
 - ② 津波から住民の命を守るために重要となる、地域・コミュニティにおける「逃げる」対策やその総合的推進に努める市町村等の取組みに対するソフト対策
 - ③ 地震発生後、「府民の命をつなぐ」等、迅速かつ的確な災害応急対応を行う上で、必要性が極めて高い対策を重点アクションとする。

（４）プランの進捗管理〔PDCA サイクルの実施〕

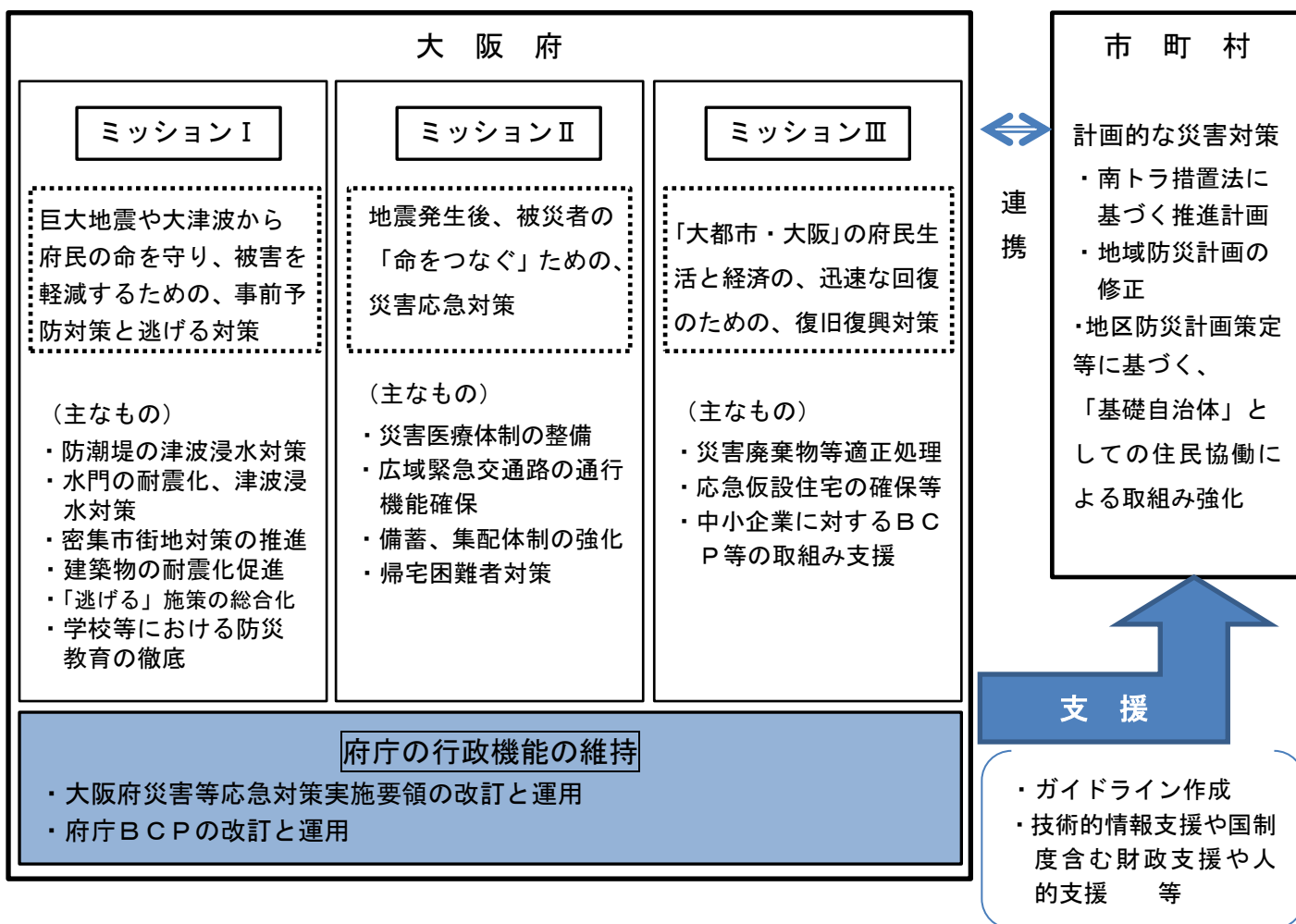
- 各アクションは、推進本部において、毎年度、工程表に基づき、進捗状況や目標達成度の評価を行い、全体計画及びアクションの見直し・改善につなげ、着実な推進を図る。

2. 重点アクション（3大ミッション）の推進

（1）推進方針と推進体制

- 重点アクションは、前頁までに示した基本方針に基づき、「命を守り、つなぐ」を第一に、目標達成に向け、下記の3つのミッションを設定し、次頁以降の32（仮）のアクションをそれぞれ位置付ける。
- 重点アクションは、各々の目標を定め、集中取組期間を中心に精力的に取り組を進める。
- これらの取組みを着実に進めるため、時勢に応じた府の人的・物的資源の投入方針等を定めた「府災害等応急対策実施要領」及び「府庁BCP」についても、平成26年度末までに改訂し、地震発生後の府の行政機能を維持する体制を確保する。
- また、地域に密着し、住民の安心安全確保に大きな責務を有する市町村における諸対策及び住民連携による取組みの計画づくりについても、必要な支援を行う。

表2 体系図



(2) 重点アクション

〔ミッションⅠ〕

巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

◇ハード分野

1 防潮堤の津波浸水対策の推進 【都市整備部・環境農林水産部】

【内容】

- ・津波による浸水を防ぐため、先行取組みとして、平成 26 年度から既に防潮堤の液状化対策を実施しており、平成 28 年度までの 3 年間（集中取組期間中）で、「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性を持つ防潮堤」の対策を完了させる。
- ・続いて、平成 30 年度までの 5 年間に第一線防潮堤（津波を直接防御）の対策を順に完了させ、平成 35 年度までの 10 年間で全対策の完了をめざす。

【目標】

平成 27～29 年度 （集中取組期間）	○平成 26 年度からの 3 年間で、「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性を持つ防潮堤」の対策完了
平成 30～36 年度	○要対策延長（府管理分：57 km）全ての対策完了（～H35） ※大阪市管理分についても、同様の整備方針で対策を行う。

2 水門の耐震化、津波浸水対策の推進 【都市整備部】

【内容】

- ・地震発生後の水門機能を確保するため、先行取組みとして、平成 26 年度から水門の耐震補強工事を実施しており、必要な対策を計画的に推進する。
- ・三大水門の将来のあり方についても、検討を行う。

【目標】

平成 27～29 年度 （集中取組期間）	○水門の耐震補強（揺れ、液状化） ○水門の耐津波補強（津波）
平成 30～36 年度	○水門の耐震補強（揺れ、液状化）【継続】 ○水門の耐津波補強（津波）【継続】

3 密集市街地対策の推進 【住宅まちづくり部】

【内容】

- ・地震時の人的被害や建物被害を軽減するため、先行取組みとして、「大阪府密集市街地整備方針」及び「市整備アクションプログラム」（該当市作成）に基づき、集中取組期間中に老朽住宅の除却や防火規制の強化などのまちの不燃化、延焼遮断帯の整備、防災意識を高めるための地域への働きかけをより強力に促進する等により、平成 32 年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消する。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○全 11 地区で、地域の理解・協力を得て、具体的な取組を推進
平成 30～36 年度	○地震時等に著しく危険な密集市街地（2, 248ha）の解消 (～H32)

4 ため池総合減災の推進 【環境農林水産部】

【内容】

- ・地震発生後のため池下流への影響を軽減するため、先行取組みとして、平成 23 年度から、ため池の耐震診断を実施するとともに、平成 26 年度に「ため池総合減災アクションプラン（仮称）」を策定。
- ・策定後は、本プランに基づき、集中取組期間中に必要とされるため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要に応じ耐震対策を実施する。
- ・また、ソフト対策も含めた総合的な減災対策を推進するため、該当ため池の所在市町村に対して、ハザードマップの作成、住民周知及び活用を働きかける。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○ため池総合減災アクションプランに基づく耐震診断を実施 ○該当市町村においてハザードマップ作成、住民周知
平成 30～36 年度	○診断結果を踏まえた必要な耐震対策の計画的実施 ○該当市町村においてハザードマップの積極的な活用

5 民間住宅・建築物の耐震化の促進 【住宅まちづくり部】

【内容】

- ・地震発生時の民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン（平成 16 年度～27 年度）」に基づき、建築物所有者等が実施するシェルター等による部分耐震化を含む木造住宅の耐震化や特定建築物等の耐震化を促進中。
- ・平成 27 年度中に現行プランの検証を行い、目標値と計画期間を設定した新たな計画を策定し、今後の方針と対策を明らかにする。

※減災効果についても、検証結果等を踏まえて再精査

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」に代わる新たな計画の策定（平成 27 年度予定）を通じて方針等を取りまとめ
平成 30～36 年度	○新たな計画を踏まえた住宅・建築物の耐震化の促進

6 府有建築物の耐震化の推進 【全部局】

【内容】

- ・地震発生時の府有建築物の被害を軽減し、府民・利用者の安全と府庁業務の B C P を確保するため、現 AP 及び府有建築物耐震化実施方針に基づき、耐震化対策を実施中。
- ・災害時に重要な機能を果たす建築物については、早期の耐震化完了を目指す。
- ・その他の府有建築物については、27 年度までに耐震化率 90%を目指す。
- ・府有建築物の耐震化については、「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」に代わる新たな計画の策定（平成 27 年度予定）を通じて、その方針等を取りまとめ。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震化率 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に重要な機能を果たす建築物 91.3% (H25) ⇒100% (H27) 〔大阪府庁舎本館(東館) (H28 完了予定) 等を除く。〕 ・府有建築物全体 82.1% (H25) ⇒90% (H27) ○平成 28 年度以降の方針については、「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」に代わる新たな計画の策定（平成 27 年度予定）を通じて方針等を取りまとめ
平成 30～36 年度	

7 学校（府立学校、市町村立学校、私立学校）の耐震化【教育委員会・府民文化部】

【内容】

- ・地震発生時の児童・生徒の安全確保と学校の建物被害を軽減するため、現 AP に基づき、耐震化対策を実施中であり、平成 27 年度までに、府立学校（高等学校、特別支援学校）については、耐震化率 100%をめざす。
- ・市町村立学校（小中学校等）については、市町村教育委員会に対して耐震化の完了を働きかける。
- ・私立学校については、学校設置者（学校法人等）に対して耐震化率が 90%以上となるよう働きかける。また、平成 28 年度以降の方針については、「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」の策定（平成 27 年度予定）を踏まえ、今後の方針をとりまとめる。
- ・また、吊り天井等、非構造部材の耐震化についても、府立学校の計画的改修に努めるとともに、市町村立学校、私立学校についても改修を働きかける。

【目標】

<p>平成 27～29 年度 (集中取組期間)</p>	<p>○耐震化率 (府立学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 93.6% (H25) ⇒100% (H27) ・支援学校 88.9% (H25) ⇒100% (H27) <p>(市町村立学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校 89.5% (H25) ⇒100% (H27) ・幼稚園 72.4% (H25) ⇒100% (H27)
<p>平成 30～36 年度</p>	<p>(私立学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校 77.7% (H25) ⇒90% (H27) ・高 校 65.6% (H25) ⇒90% (H27) ・幼稚園 68.7% (H25) ⇒90% (H27) ・専修学校 65.7% (H25) ⇒90% (H27) <p>○私立学校における平成 28 年度以降の方針については、「大阪府住宅・建築物耐震 10 ヶ年戦略プラン」に代わる新たな計画の策定（平成 27 年度予定）を通じて方針等を明らかにする</p>

8 石油コンビナートの防災対策の促進 【危機管理室】

【内容】

- ・南海トラフ巨大地震を想定して平成 26 年 3 月に一次改訂した「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特定事業者に対して、油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置、スロッシングによる溢流対策や危険物タンクの津波による移動抑制のための自主管理油高（上限及び下限）の運用の見直し等の取組みを積極的に進めるよう働きかける。
- ・特に、災害の発生を未然に防止するための危険物タンクの耐震基準に適合するよう、特定事業者に対策を指導、平成 28 年度までの早期完了をめざす。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○特定事業者において危険物タンクの耐震基準への適合を早期完了（～H28） ○特定事業者において防災対策を計画的に進捗するよう、スケジュール設定等を通じ、取組みを促進
平成 30～36 年度	○特定事業者において防災対策を計画的に進捗するよう、スケジュール設定等を通じ、取組みを促進 【継続】

◇ソフト分野

■「逃げる」施策の総合化（9～14）

9 津波ハザードマップの作成支援 【危機管理室】

【内容】

- ・沿岸市町^(注)のうち、既に10市町において津波ハザードマップを作成しており、集中取組期間中に残る4市町においても、早期に津波ハザードマップを作成できるよう働きかける。
- ・また、津波ハザードマップを活用した避難訓練の実施により、住民に対する防災意識の普及・啓発の充実を図るよう沿岸市町に働きかける。

(注) 津波浸水想定(平成25年8月19日設定)を踏まえ、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、知事が指定した浸水区域を管内に含む14市町をいう(以下、同様)。

【目標】

平成27～29年度 (集中取組期間)	○沿岸市町において津波ハザードマップの作成及び同マップを活用した避難訓練の実施
平成30～36年度	○集中取組期間の取組みを踏まえ、沿岸市町において津波ハザードマップの周知・活用、同マップを活用した避難訓練 【継続】

10 地下空間対策の促進 【危機管理室】

【内容】

- ・津波浸水区域内に地下街等を有する全ての市町、地下街等の所有者又は管理者と連携して、集中取組期間中に、水防法^(注)に準拠した、避難確保・浸水防止計画の作成、避難誘導等の訓練の実施、地下出入口における止水対策の確立を着実に実行できるよう、施設管理者に働きかける。

(注) 水防法では、地下街の施設管理者に災害時の避難誘導に係る取組みの計画をあらかじめ定め、管轄市町村に届出することとされている。

【目標】

平成27～29年度 (集中取組期間)	○全施設管理者において、「避難確保・浸水防止計画」の作成、避難誘導等の訓練の実施、地下出入口における止水対策の実施
平成30～36年度	○全施設管理者において、「避難確保・浸水防止計画」の作成、避難誘導等の訓練の実施、地下出入口における止水対策の確立

11 消防団の地域防災力の強化 【危機管理室】

【内容】

- ・消防団が、災害時の避難誘導や救助活動等の役割を一層果たせるよう、先行取り組みとして、平成 26 年度からの 3 年間（集中取組期間中）で、市町村が行う消防団の救急救助等のための装備の整備補助等により、その地域防災力の強化につながる消防団組織の活動強化を支援する。
- ・また、消防学校における中堅幹部団員の教育訓練内容を抜本的に改訂し、平成 27 年度から実施する。
- ・さらに、全ての市町村で住民・自主防災組織との連携の下、消防団が核となる地域防災訓練が行われるように働きかける。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	<ul style="list-style-type: none"> ○全市町村において消防団の装備等の整備（～H28） ○自主防災力強化に向けた消防学校における教育訓練の内容改訂と実施 ○全市町村において住民や自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施
平成 30～36 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○消防学校における教育訓練の実施【継続】 ○全市町村において地域防災訓練の実施【継続】

12 自主防災組織の充実強化 【危機管理室】

【内容】

- ・コミュニティレベルでの住民組織の避難活動等への取り組み促進など、自主防災力向上に向け、自主防災組織のリーダー育成研修等を市町村に働きかけつつ、集中取組期間中に、沿岸市町と連携して、津波浸水想定区域にある、すべての自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける。
- ・また、先行取り組みとして、平成 26 年度からの 3 年間（集中取組期間中）で、沿岸市町が行う自主防災組織への災害時避難用資機材の配備を支援する。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	<ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水想定区域内の自主防災組織リーダーの研修受講機会の確保
平成 30～36 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水想定区域内の自主防災組織リーダーの育成【継続】 ○地域の自主防災組織の活動の充実

13 避難行動要支援者支援の充実 【危機管理室・福祉部】

【内容】

- ・全市町村において、地域の高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、その推進方策をともに検討し、集中取組期間中に「避難行動要支援者支援プラン」の策定及び避難行動要支援者名簿（当事者の意思が十分反映されたもの）の作成が完了するよう、働きかける。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○全市町村において避難行動要支援者支援プランの策定、避難行動要支援者名簿の作成
平成 30～36 年度	○全市町村において避難行動要支援者名簿の適切な更新と地域コミュニティレベルでの要支援者の支援体制の確立

14 社会福祉施設の避難体制の確保 【福祉部】

【内容】

- ・社会福祉施設入所者や通所サービス等の施設利用者が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、集中取組期間中に、津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を津波浸水想定区域内の社会福祉施設に働きかける。
- ・また、社会福祉施設が万一、被災した場合にあっても、その入所者や利用者の処遇を確保できるよう、集中取組期間中に「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」を作成し、社会福祉施設における応援協定の締結を働きかける。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○津波浸水想定区域内の社会福祉施設において、津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく避難訓練の実施 ○「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」の作成
平成 30～36 年度	○集中取組期間の取組みを踏まえ、津波浸水想定区域内の社会福祉施設において、津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく訓練の実施【継続】

15 学校における防災教育の徹底と避難体制 【教育委員会・府民文化部】

【内容】

- ・児童・生徒が自ら命を守ることができるよう、先行取組みとして、「学校における防災教育の手引き」を改訂し、府立学校及び市町村立学校において、発達段階に応じた総合的な防災教育の実施及び充実に努めている。
- ・引き続き、集中取組期間中に、府立学校において地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を実施するとともに、市町村立学校についても、市町村教育委員会に実施を働きかける。
- ・とりわけ、津波浸水区域にある府立学校においては、各校が策定した「津波発生時対応シミュレーション」を活用し、避難訓練を実施するとともに、同地域内の市町立学校についても該当市町教育委員会に実施を働きかける。
- ・私立学校については、府の取組みを積極的に情報提供し、私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底を働きかける。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	<ul style="list-style-type: none"> ○全府立学校における地域の実態に応じた避難訓練の実施 ○市町村立学校、私立学校において、避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底
平成 30～36 年度	<p>(集中取組期間の取組みを踏まえ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全府立学校における地域の実態に応じた避難訓練の実施 【継続】 ○市町村立学校、私立学校において、避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底 【継続】

16 在住外国人支援体制の確保 【危機管理室・府民文化部】

【内容】

- ・地震発生時に在住外国人の安全を確保するため、集中取組期間中に、在住外国人にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化、在住外国人への配付や市町村ホームページでの掲載等を市町村に働きかける。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○市町村において、防災手引き等の多言語版の作成、在住外国人への配布、市町村ホームページへの掲載
平成 30～36 年度	○集中取組期間の取組みを踏まえ、市町村において防災の手引き、市町村ホームページ等の更新【継続】

17 外国人旅行者の安全確保 【危機管理室・府民文化部】

【内容】

- ・地震発生時に、大阪に来訪している外国人の安全を確保するため、集中取組期間中に、滞在外国人が地震発生時に身の安全を守る上で必要な、情報の提供や対応方法等について、関係団体とともに検討を行い、順次、対策を実施する。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○必要な情報の提供や対応方法等について、関係団体とともに検討を行い、対策のとりまとめと逐次、実施をめざす
平成 30～36 年度	○集中取組期間の取組みを踏まえ、対策を実施【継続】

【ミッションⅡ】

地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

18 災害医療体制の整備 【健康医療部】

【内容】

<初動期>

- ・医療救護活動の初動期において、適切な医療が提供できるようにするため、災害拠点病院での傷病者の受入れやDMA T出動態勢を確保する。
- ・また、傷病者を被災地外に航空機で搬送するために、八尾空港で既に整備したSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）について、集中取組期間中に関西国際空港や大阪空港での体制整備を目指す。

<中長期>

- ・医療救護活動が初動から中長期に及んだ場合においても、適切な医療が提供できるようにするため、集中取組期間中に他府県からの医療救護班の円滑な受入れ手続きやコーディネート機能を整備する。
- ・さらに、被災者のこころのケアを行うため、先行取組みとして、平成26年度中に被災時のこころのケアマニュアルを改訂し、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の初動期・中長期における役割や体制を明確にした上で、集中取組期間中にDPATの編成をめざす。

【目標】

平成27～29年度 (集中取組期間)	<医療救護活動の充実強化> ○医療救護班の円滑な受入体制やコーディネート機能の整備 <SCUの充実強化> ○関西国際空港、大阪空港におけるSCUの体制整備 <DPATの整備> ○こころのケアマニュアル改訂(H26) ○DPATの編成
平成30～36年度	○集中取組期間の取組みを踏まえ、災害医療体制の充実【継続】

19 医薬品、医療用資器材の確保 【健康医療部】

【内容】

- ・地震発生後も安定的に医薬品、医療用資器材を確保するため、現 AP に基づき、既に、災害拠点病院では3日分の備蓄に、府薬剤師会及び府医薬品卸協同組合では7日分の流通備蓄に取り組んでいるが、引き続き、医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量を確保する。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○備蓄品の品目、数量の点検と確保
平成 30～36 年度	○集中取組期間の取組みを踏まえ、備蓄品の品目、数量の点検と確保【継続】

20 水道水の確保対策 【健康医療部】

【内容】

<水道の早期復旧>

- ・大阪広域水道企業団及び市町村水道事業者において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施するとともに、集中取組期間中に基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を重点的に働きかける。
- ・また、地震発生後、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携の強化を働きかける。これらの取組みにより、被害想定公表時に全面復旧には最長発災後 40 日^(注)まで要とした復旧期間について、30 日以内にまでの短縮をめざす。

<飲用水確保>

- ・地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓」や市町村水道が設置している応急給水栓等の活用、府・市町村等の備蓄及び支援物資の供給により確保に努める。

(注) 南海トラフ巨大地震の被害想定では、「発災 1 日後では約 400 万人（45%）が断水、発災約 40 日後にはほとんどの断水が解消」と想定

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○断水期間について、最長発災後 40 日間の断水を 30 日以内にまでの短縮をめざす ・水道企業団及び市町村水道事業者において、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水の確保、災害時の相互応援協定等を基本とした水道（用水供給）事業者間での連携の強化
平成 30～36 年度	○集中取組期間の取組みを踏まえ、水道企業団及び市町村水道事業者において上記対応を実施【継続】

2.1 食糧や燃料等の備蓄・集配体制の強化 【危機管理室】

【内容】

- ・平成26年度に実施する備蓄や集配等のあり方の検討・調査結果を踏まえ、家庭・企業・事業所・行政等の適切な役割分担等を含む府の備蓄方針を定める。その上で、本アクションの推進による減災効果を踏まえての必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立し、集中取組期間中に計画的な備蓄に努める。
- ・また、集配体制については、避難所を運営する市町村等と十分協議し、集中取組期間中に、市町村ごとの各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送などのシステムを概成させる。

【目標】

平成27～29年度 (集中取組期間)	<ul style="list-style-type: none"> ○府備蓄方針を策定し、必要備蓄量の計画的な備蓄に努める ○各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送システムの概成
平成30～36年度	<ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、必要備蓄量の計画的な備蓄【継続】 ○各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送システムの確立

2.2 避難所の確保と運営体制の確立 【危機管理室】

【内容】

- ・集中取組期間中に、避難者等の発生規模と避難所や応急仮設住宅等における受入れ人数等についてあらかじめ評価し、必要な避難所指定や受入れ体制を確保するよう、全市町村に働きかける。
- ・また、スムーズな避難誘導や避難者の適切なQOL確保等に向け、府として、既に、避難所運営マニュアル作成指針を策定し、各市町村に提示した。今後、各市町村において、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の早期策定等が図られるよう働きかける。

【目標】

平成27～29年度 (集中取組期間)	<ul style="list-style-type: none"> ○全市町村において必要な避難所の指定(H26末を目途) ○指針を活用した市町村における避難所運営マニュアルの策定(H26) ○避難所運営マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進
平成30～36年度	<ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の取組みを踏まえ、全市町村において受入れ体制の充実【継続】

23 福祉避難所の確保 【危機管理室・福祉部】

【内容】

- ・地震発生後、居宅、避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、現 AP において、既に市町村に対して福祉避難所（二次的避難所）の指定を働きかけている。集中取組期間中に、全市町村での福祉避難所の指定を働きかける。
- ・また、民間福祉関係者等の協力も得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかける。
- ・あわせて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力も得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかける。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○全市町村において福祉避難所の確保 ○福祉避難所（二次的避難所）の補完的体制の確立
平成 30～36 年度	○集中取組期間の取組みを踏まえ、上記対応の充実【継続】

24 災害時における福祉専門職等の確保体制の充実・強化 【福祉部】

【内容】

- ・地震発生後、府民の福祉ニーズに対応できるよう、先行取組みとして、平成 26 年度中に、府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築する。
- ・集中取組期間中に同ネットワークを活用し、福祉避難所（二次的避難所）の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣や物資等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制整備をめざす。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○福祉避難所（二次的避難所）の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣や物資等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制整備
平成 30～36 年度	○集中取組期間の取組みを踏まえ、体制の充実【継続】

25 広域緊急交通路の通行機能確保 【危機管理室・都市整備部・住宅まちづくり部・警察本部】

【内容】

<通行機能確保>

- ・地震発生後、防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に重点的に橋梁の耐震化を進め、平成 32 年度までに橋梁の耐震化の完了をめざす。(大阪市管理以外の重点 14 路線、重点 14 路線及び高速道路・鉄道を跨ぐ橋梁は、完了済み)
- ・集中取組期間中に、交通途絶の原因となる広域緊急交通路を跨ぐ鉄道施設等について要対策箇所の検証を行い、耐震化を進める。

<沿道建築物の耐震化>

- ・耐震診断の義務化対象建築物については、平成 28 年末までに耐震診断を終了するとともに、平成 30 年度までに耐震改修等の完了を働きかける。

<信号機電源付加装置の整備等>

- ・緊急交通路重点 14 路線を中心に、停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備について、引き続き、その緊要性を踏まえた計画的な整備を進める。

【目標】

<p>平成 27～29 年度 (集中取組期間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○通行機能確保 <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化 ・鉄道施設等の耐震化の検証と実施 ○沿道建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の義務化対象建築物の耐震診断(～H28)、耐震改修等 ○信号機電源付加装置の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・停電信号機への電源供給バックアップ設備の更新・設置(緊急交通路重点 14 路線等)
<p>平成 30～36 年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○通行機能確保 <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化(～H32) ・鉄道施設等の耐震化の実施 ○沿道建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の義務化対象建築物の耐震改修等(～H30) ○信号機電源付加装置の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・停電信号機への電源供給バックアップ設備の更新・設置(緊急交通路重点 14 路線等)【継続】

26 帰宅困難者対策 【危機管理室】

【内容】

- ・地震発生後、府内で就業する事業者、雇用者の安全を守るため、国、大阪市、関西広域連合や経済団体等と連携して、帰宅困難者対策の一つとして、平成 26 年度中に「一斉帰宅の抑制」のためガイドラインを策定し、同ガイドラインに基づき、事業者ごとの実行計画策定や具体的な備えを働きかけていく。
- ・また、集中取組期間中に、帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される主要ターミナル駅周辺の混乱防止の方策を鉄道事業者等との連携により確立する。
- ・さらに府県を超えた「帰宅支援」にも対応できるよう関西広域連合等と調整しつつ、沿道事業所の協力等も得て、シームレスな帰宅支援の仕組みづくりを検討し、実行に移していく。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○ガイドラインを踏まえ、事業者における実行計画策定、具体的な備えの実施 ○ターミナル駅周辺の混乱防止・帰宅支援に関する仕組みづくりの検討
平成 30～36 年度	○集中取組期間の取組みを踏まえ、上記対策の充実【継続】

【ミッションⅢ】

「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速回復のための、復旧復興対策

27 防災ボランティアとの連携強化 【危機管理室】

【内容】

- ・地震発生後、活躍いただけるボランティアのマンパワーを事前に確保するため、現在実施中の登録制度に基づき、集中取組期間中に登録者数の大幅な増加をめざす（数値目標は、検討中）。
- ・また、ボランティア自身の安全を含め、適切に活動を行って頂けるよう、大阪府社会福祉協議会等と連携して、ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上のための取組みを強化する。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○安全かつ適切に活動頂けるボランティアの確保 (登録者数の増加とスキルアップ)
平成 30～36 年度	○集中取組期間の取組みを踏まえ、ボランティアの十分な確保 【継続】

28 中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組み支援

【商工労働部】

【内容】

- ・地震発生後、中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、地域経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等の支援策を充実させる。
- ・集中取組期間中に中小企業組合等と連携した事業（検討中）を展開し、中小企業の主体的なBCP／BCMへの取組みを促進する。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○中小企業組合等を通じたBCPの普及啓発（検討中）
平成 30～36 年度	○集中取組期間の取組みを踏まえ、効率的、効果的なBCP策定支援策を実施

29 応急仮設住宅の早期供給体制の整備 【危機管理室・住宅まちづくり部】

【内容】

- ・地震発生後に被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、集中取組期間中に、市町村と連携した建設候補地の確保、平時より関連する民間団体との連携強化、民間住宅の借り上げ等により、被害想定を基に算出した必要戸数（最大約 25 万戸）を踏まえつつ、本アクションの推進による減災効果を踏まえての必要戸数の設定を行い、速やかに確保できるよう体制整備を行う。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○応急仮設住宅確保のための体制整備
平成 30～36 年度	○集中取組期間の取組みを踏まえ、体制の充実【継続】

30 下水道施設の耐震化等の推進 【都市整備部】

【内容】

- ・地震発生後の監視・制御機能を確保するため、現 AP に基づき、集中取組期間中に、流域下水道施設の管理棟やポンプ棟の耐震補強を完成させる。
- ・また、市町村の公共下水道と連携を図り、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全に必要な管路等の耐震化について、優先度の高いものから計画的に耐震化を行い、その完了をめざす。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	○管理棟やポンプ棟の耐震化（～H27）
平成 30～36 年度	○公共用水域の水質保全に必要な管路等の耐震化

31 災害廃棄物の適正処理 【環境農林水産部】

【内容】

- ・地震発生後、速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、集中取組期間中に、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等、市町村が予め検討すべき事項について技術的助言を行い、市町村における災害廃棄物処理体制の確保を働きかける。
- ・また、府域での処理が困難な場合に備え、他府県と連携した広域的な処理体制の整備を図る。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	<ul style="list-style-type: none"> ○府域全域を念頭におき、市町村において仮置場の候補地、最終処分までの処理ルートの設定促進 ○広域的な焼却等最終処分への協力体制の確立
平成 30～36 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間の実績を踏まえ、体制の充実【継続】

32 管理化学物質への対応 【環境農林水産部】

【内容】

- ・地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、事業者による環境リスク低減対策の検討・実施を働きかける。集中取組期間中には、対象となる全事業者に対して、化学物質管理計画書の届出完了を指導する。
- ・また、二次災害の拡大防止及び消防活動の安全性を向上するため、府から市町村消防局等に対して、対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報を提供し、相互共有を完了する。

【目標】

平成 27～29 年度 (集中取組期間)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象事業所からの環境リスク低減対策に伴う化学物質管理計画書の変更届出の完了 ○市町村消防局等に対する対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報提供（情報共有）の完了
平成 30～36 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○届出内容の変更に伴う逐次更新、届出指導【継続】 ○市町村消防局等への情報提供【継続】

(3) 新APと連動した推進体制の確立

①府の行政機能の維持

大阪府災害等応急対策実施要領の改訂と運用

- ・災害時の事前防災体制の確保から発災後の初期段階の対応方針を定めた、「大阪府災害等応急対策実施要領」を改訂し、新たに運用する。
- ・本APの実効性をより高め、府民の安心安全を確保するため、東日本大震災を教訓とした避難生活の長期化への対応も視野に入れ、時系列に即した対策とその目標を定める実施要領として、平成 26 年度末までに改訂し、運用する。

府庁BCPの改訂と運用

- ・発災後、必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、上記の「大阪府災害等応急対策実施要領」の円滑な実施に接続する南海トラフ巨大地震等を想定した府庁BCP(業務継続計画)を平成 26 年度末までに改訂する。
- ・改訂後は同プランを踏まえた、必要施設・設備の効率的な確保と、職員に対する周知及び定期的な訓練等を実施する。次のステップとして、出先機関を含めた部局版BCPの改訂にも努める。

②市町村の計画的な災害対策推進への支援

地域防災計画の修正

- ・「災害対策基本法」に基づく法定計画であり、市町村における防災・災害対策の推進の基本となる「市町村地域防災計画」について、遅くとも平成 27 年度中に、全市町村において、大阪府地域防災計画(平成 26 年 3 月)を反映した修正(改訂)が行えるよう指導・助言に努める。

南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進計画の策定

- ・「南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、内閣総理大臣の推進地域の指定(平成 26 年 3 月 28 日)を踏まえ、「津波防災地域づくりに関する法律」により、知事が設定した津波浸水想定区域(平成 25 年 8 月 19 日)を管内に含む沿岸市町の全てが、集中取組期間中に同法に基づく推進計画を策定できるよう働きかけを行う。

地区防災計画の策定

- ・沿岸市町の全てにおいて、津波ハザードマップの策定及び国が策定したガイドラインに基づき、集中取組期間中に、市町村地域防災計画と連動させた地区防災計画が策定できるよう働きかけを行う。

市町村に対する支援

- ・計画策定を含めた上記諸対策については、地域に根ざし住民と密着した基礎自治体である市町村において、対策の立案・実行が必要であるが、府と市町村が連携し、一体となって、府民・住民の安心安全の確保を図るため、その取組みの迅速化が図られるよう、府として様々な支援に努める。
- ・とりわけ、津波襲来に伴う対策準備について、膨大かつ専門業務が必要な沿岸市町村に対し、その対策立案及び進捗を支援することで、府・市町村の連携強化や府内での取組みの均てん化を図るため、市町村からの求めのある場合は、その緊要性に鑑み、集中取組期間における専門人材の派遣を検討する。

3. 一般アクションの推進（検討中）

- 平成 26 年 3 月修正の「大阪府地域防災計画」の取組み方向を具現化するため、現 A P 上の課題の分析・評価を行った上で、課題に照らして、重点アクションに加えて、推進すべき対策を「一般アクション」として位置付け、その推進を図る。

現在、「一般アクション」の項目（対策メニュー）については、現 A P 施策をベースに、見直し作業中であり、次回「素案」策定時に位置付け、公表する。